

## 令和6年度兵庫県グループホーム新規開設サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する共同生活援助を行う住居（以下「グループホーム」という。）の開設時の初度備品や、住居の借り上げ等に要する初期経費を助成することにより、グループホームの新規開設を促進し、障害者の地域移行の推進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、政令指定都市、中核市を除く兵庫県内の市町（以下「市町」という。）とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「グループホームの開設」とは、1以上の住居により構成され、定員4人以上のグループホームとして、新たに共同生活援助事業所の指定を受けることをいう。（既存の共同生活援助事業所と一体的に運営される事業所として指定を受ける場合を含む。ただし、1事業者（事業所番号毎）につき1回限りとする。

### (助成対象者)

第4条 助成対象者はグループホームの開設を行う法人（以下「開設者」という。）とする。なお、助成にかかるグループホームは、令和7年4月1日までに開設しなければならない。

### (対象経費、基準額、負担割合)

第5条 対象となる経費、基準額、負担割合は、次表のとおりとする。ただし、令和7年3月31日までに開設者が購入又は負担したものに限る。

| 区 分   | 備品購入費                                                                | 住居の借り上げ等に要する初期経費                                                                                   |
|-------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象経費  | グループホームの開設の前後2月以内に、グループホームの利用者が共同で使用する備品を購入する費用（通常要する取付設置費を含む。）      | 住居の借り上げに伴う敷金、礼金、仲介手数料。ただし、保証金的性格の預け金を除く。                                                           |
| (注釈等) | 【対象備品例】<br>IH電磁調理器、エアコン、消火器、冷蔵庫、洗濯機 等<br>・ 利用者が居室で個人的に使用する物品は対象外とする。 | ・ 保証金的性格の預け金とは、賃貸借期間の終了に伴い、補修分を差し引くなどして返金されるものをいう。<br>・ 契約書に「敷引きの金額」等、返金されないことが明記してあるものについては対象とする。 |
| 基準額   | 1 ホームあたり270千円                                                        | 定員1人あたり70千円                                                                                        |
| 負担割合  | 県1/3、市町1/3、開設者1/3                                                    | 県1/3、市町1/3、開設者1/3                                                                                  |

(助成の額)

第6条 市町が開設者に交付する助成金の額は、第5条に定める対象経費の区分ごとに、対象経費の額と基準額とを比較して少ない方の額に対し、3分の2を乗じて得た額とする。

(助成の申請等)

第7条 助成の申請、決定、交付等に係る手続きは市町の定めるところによる。

(助成金の返還)

第8条 市町は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した助成金の全額又は一部を返還させることができる。返還に係る手続きは市町の定めるところによる。

- (1) 偽りその他不正の行為により助成の決定を受けたとき
- (2) 対象経費以外の経費に対して助成を受けたことが判明したとき
- (3) 助成にかかるグループホームを、令和7年4月1日までに開設しなかったとき

(県の補助)

第9条 兵庫県は、この要綱に基づき市町が令和7年3月31日までに行った助成に対し、福祉部補助金交付要綱に定めるところにより、予算の範囲内でその経費の一部を補助する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。